

入札心得

(総則)

第1条 函館市病院局が発注する物品購入に係る条件付き一般競争入札に当っては、関係法令等別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、免除します。

(入札の郵送)

第3条 入札に参加しようとする者は、作成した入札書を長3封筒に入れ、指定した方法により配達指定日に到着するように郵送しなければなりません。

2 封筒には参加する入札の件名および入札者名を記載してください。

3 事後審査型条件付き一般競争入札(以下「事後審査型入札」)においては、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書および必要な添付書類を入札書とともに提出しなければなりません。

(入札の辞退)

第4条 事前審査型条件付き一般競争入札(以下「事前審査型入札」)において入札参加資格の認定を受けた者が入札を辞退しようとする場合は、入札日の前日までに入札辞退届を持参することにより入札を辞退することができます。

なお、入札辞退を理由に以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(公正な入札の確保)

第5条 入札者(受任者を含む。以下同じ。)は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正な行為を行ってはなりません。

2 入札者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格または入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札者は、その郵送した入札書を書換え、引換え、または撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加しようとする者に必要な資格がない者のした入札

(2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札(文字の誤脱、汚染、と抹または改ざん等)

(3) 入札書の記載金額を訂正した入札

(4) 入札者の記名押印のない入札

(5) 同一事項に対して、同一入札者から同時になされた2通以上の入札

(6) 指定した入札の方法以外の方法による入札

(7) 事後審査型入札において、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書および必要な添付書類を提出しない者がした入札

(8) 事後審査型入札において、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書および必要な添付書類に不備がある入札

(9) 前各号のほか、函館市病院局契約規程または特に指示した入札条件に違反している入札

(開札)

第8条 開札は、公告の日時に行います。

(入札の失格)

第9条 事前審査型入札において入札参加資格の認定を受けた者がした入札で、入札執行の際に市立

函館南茅部病院へ到達しなかった場合は失格とします。

(開札の立会いおよび傍聴)

第10条 開札は、函館市病院局条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき、入札者の面前で行います。この場合において、入札者が立会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立会います。

2 入札および開札の傍聴を希望する者は、函館市病院局条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき、傍聴することができます。

(再度入札)

第11条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに入札者をもって再度入札を行います。

2 再度入札の回数は、2回までとします。

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額)をもって落札金額(契約金額)としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額(消費税および地方消費税相当額を含まない額)を入札書に記載してください。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。ただし、当該入札者にくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

(契約の締結等)

第13条 落札者は、特に指示した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内(初日不算入)に契約を締結しなければなりません。

2 落札者が函館市病院局暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、契約を締結しません。

3 落札者が当該入札に係る契約を締結しないとき(前項の規定による場合を含む。)は、落札金額の100分の3以上の違約金を徴収します。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は、免除します。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第15条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより契約を解除することがあります。この場合においては、契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を徴収します。